

# 労務費等見積単価規程

## (目的)

第1条 この規程は、当社が受託し、又は請け負う業務（以下「受託等事業」という。）の実施に必要な経費の見積りに適用する単価等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

## (総則)

第2条 受託等事業の実施に必要な労務費の見積りは、この規程に定めるところにより計算するものとする。

2 受託等事業の契約額は、この規程に基づいて見積る額による。ただし、当該受託等事業を委託又は発注する者の事情により、この規程に基づき見積る額により契約を締結することができない場合は、委託又は発注する者と当社との間で協議することとする。

## (労務費)

第3条 労務費は、当該受託等事業に従事する役職員の人件費単価による。

2 人件費単価は、当該受託等事業に従事する役職員の職位に応じて、別表1の金額を用いる。

3 労務費の額は、当該受託等事業に従事する時間に人件費単価を乗じて得た額とする。

(但し消費税は含まれていない。)

## (その他の経費)

第4条 労務費のほか、旅費、物品費、その他受託等事業の実施に必要な経費については、原則、予想される実費により計算する。

## (制定・改廃)

第5条 この規程の制定・改廃は、営業担当取締役の承認によるものとする。

2018年 2月19日 制定

別表1

	1時間単価	1日単価 (7.5時間)
エグゼクティブアドバイザー	15,000円	112,500円
シニアアドバイザー	13,500円	101,250円
アドバイザー	9,500円	71,250円
プロデューサー	7,000円	52,500円
ディレクター	5,500円	41,250円
コーディネーター	4,500円	33,750円
スタッフ	3,500円	26,250円